



「京都市百井青少年村の土地等の活用に係る 契約候補事業者選定委員会」 市民公募委員を募集します

京都市では、京都市百井青少年村について、施設の老朽化などの課題を踏まえ、施設全体のあり方の検討を行ってきました。

この度、本施設の長期的な存続に向けて民間事業者の知恵や活力を生かしていくため、本施設を活用する事業の提案を広く募集することとしました。活用を行うこととなる事業者の公募・選定に当たっては、学識者や専門家、地域の方などで構成する「京都市百井青少年村の土地等の活用に係る契約候補事業者選定委員会」を設け、審査を行う予定としています。

つきましては、同委員会に御参加いただく市民公募委員を下記のとおり募集しますので、是非御応募ください。

▼ 募集人数：

1名

▼ 応募期間：

令和3年3月24日（水）から4月6日（火）午後5時30分まで【必着】

▼ 応募・問合せ先

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル 2階

Tel 075-746-7610 / Fax 075-251-2322

電子メール：kosodatesien@city.kyoto.lg.jp

URL：https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_bosyu/hagukumi/0000281994.html

詳しくは裏面を
御覧ください。

募集要項

1 募集人数

1名

2 任期

委嘱の日から令和4年3月31日まで（更新の可能性あり）

3 応募資格

応募日現在、次の(1)から(6)までの条件を全て満たしている方

- (1) 京都市内にお住まい（又は通勤・通学）で、引き続き、京都市内に居住（又は通勤・通学）される予定の方
- (2) 応募日現在で満18歳以上の方
- (3) 国、地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方
- (4) 平日の日中に開催される会議に出席できる方
- (5) 令和3年4月以降、本市の他の審議会等に2つ以上、市民公募委員として参画していない方
- (6) 日本語を理解できる方（国籍は問いません）

4 委員会の開催

(1) 会議の委員構成

市民公募委員のほか、学識経験者等、数人程度で構成します。

(2) 委員の役割

京都市百井青少年村の土地等の活用に係る契約候補事業者選定委員会の委員として、会議に御出席いただき、活用事業者の公募や選定に係る事項を検討するための御意見等を述べていただきます。

(3) 開催予定回数

年2～3回程度

※ 第1回の委員会は令和3年4月13日（火）に開催予定です。

(4) 委員謝礼

委員会への出席ごとに、本市が定める額をお支払いします。

5 応募方法

次の書類を持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出してください。

なお、応募書類は返却いたしませんので、御了承ください。

(1) 応募用紙に必要事項を記入したもの

(2) 小論文（「地域のまちづくりにおいて野外活動施設に求められると考えること」について、800字程度で自由にお書きください。）

※ 応募用紙は、京都市情報館ホームページからもダウンロードできます。

トップページ ⇒ 市政情報 ⇒ 市民参加 ⇒ 審議会等市民公募委員募集

6 応募期間

令和3年3月24日（水）から4月6日（火）午後5時30分まで【必着】

7 選考

応募書類を基に選考します。選考結果は、応募者全員にお知らせします。



チラシ等の「雑がみ」のリサイクルを進めよう！